

令和 7 年 1 月 25 日 招集

令和 7 年 第 4 回 薩摩川内市議会 定例会

議 案

そ の 1

議案番号	件名	備考
142	亀山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
143	可愛地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
144	育英地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
145	平佐東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
146	永利地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
147	水引地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
148	峰山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
149	滄浪地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
150	寄田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
151	八幡地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
152	高来地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
153	城上地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
154	陽成地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
155	吉川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
156	湯田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
157	西方地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
158	藤本地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
159	野下地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
160	倉野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	

1 6 1	清色地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 6 2	朝陽地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 6 3	大馬越地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 6 4	八重地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 6 5	南瀬地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 6 6	山田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 6 7	鳥丸地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 6 8	藤川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 6 9	黒木地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 7 0	上手地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 7 1	大村地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 7 2	轟地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 7 3	蘭牟田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 7 4	手打地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 7 5	子岳地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 7 6	西山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 7 7	内川内地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 7 8	長浜地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
1 7 9	青瀬地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第142号

亀山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

亀山地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

亀山地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

亀山地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として亀山地区コミュニティセンターの管理を行わせている亀山地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

亀山地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市五代町1711番地1

2 設立年月日 平成17年4月24日

3 目 的 亀山地区をコミュニティ範域とし、その活動拠点である亀山地区コミュニティセンターを中心とした地区住民の総意に基づき住民及び各組織が連携協調して事業活動を展開して、地域を活性化し「住み良いまちづくりを図る」ことを目的とする。

議案第143号

可愛地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

可愛地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
可愛地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
可愛地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として可愛地区コミュニティセンターの管理を行わせている可愛地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

可愛地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市御陵下町12番34号

2 設立年月日 平成17年4月23日

3 目 的 可愛小学校区をコミュニティ範域とし、その活動拠点である
可愛地区コミュニティセンターを中心として、可愛地区住民の
総意に基づき、住民及び各組織が連帶協調して事業活動を展開
し、地域の活性化を図ることを目的とする。

議案第144号

育英地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

育英地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

育英地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

育英地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として育英地区コミュニティセンターの管理を行わせている育英地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

育英地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市中郷三丁目121番地

2 設立年月日 平成17年4月24日

3 目 的 育英地区を範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第145号

平佐東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

平佐東地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
平佐東地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
平佐東地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として平佐東地区コミュニティセンターの管理を行わせている平佐東地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

平佐東地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市中村町6980番地4

2 設立年月日 平成17年3月31日

3 目 的 平佐東地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、平佐東地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第146号

永利地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

永利地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
永利地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
永利地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として永利地区コミュニティセンターの管理を行わせている永利地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

永利地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市百次町1086番地1

2 設立年月日 平成17年4月2日

3 目 的 永利地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、永利地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動の活性化を図ることを目的とする。

議案第147号

水引地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

水引地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
水引地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
水引地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として水引地区コミュニティセンターの管理を行わせている水引地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

水引地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市水引町5222番地3

2 設立年月日 平成17年4月17日

3 目 的 水引地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、水引地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第148号

峰山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

峰山地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

峰山地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

峰山地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として峰山地区コミュニティセンターの管理を行わせている峰山地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

峰山地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市高江町1735番地1

2 設立年月日 平成17年4月3日

3 目 的 高江町民の総意に基づき、連帶協調して地域づくりを展開し、地域の活性化を図ることを目的とする。

議案第149号

滄浪地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

滄浪地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

滄浪地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

滄浪地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として滄浪地区コミュニティセンターの管理を行わせている滄浪地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

滄浪地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市久見崎町191番地1

2 設立年月日 平成17年4月10日

3 目 的 会員相互の連絡協議によって、地域の教養文化の向上と産業経済の振興を図り、豊かで明るく住みよい町作り、人創りを実現し、もって民主社会の確立に寄与することを目的とする。

議案第150号

寄田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

寄田地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
寄田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
寄田地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として寄田地区コミュニティセンターの管理を行わせている寄田地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

寄田地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市寄田町139番地

2 設立年月日 平成17年4月10日

3 目 的 寄田地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点である寄田地区コミュニティセンターを中心として、寄田地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第151号

八幡地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

八幡地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

八幡地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

八幡地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として八幡地区コミュニティセンターの管理を行わせている八幡地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

八幡地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市田海町1560番地

2 設立年月日 平成17年4月16日

3 目 的 八幡地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、八幡地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化並びに良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

議案第152号

高来地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

高来地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

高来地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

高来地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として高来地区コミュニティセンターの管理を行わせている高来地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

高来地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市高城町1410番地2

2 設立年月日 平成17年4月25日

3 目 的 高来地区をコミュニティ区域とし、その活動拠点である高来地区コミュニティセンターを中心に、地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、文化教養、青少年の育成、環境保全並びに健康福祉活動等の活性化を図り、住みよいまちづくりを形成することを目的とする。

議案第153号

城上地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

城上地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

城上地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

城上地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として城上地区コミュニティセンターの管理を行わせている城上地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

城上地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市城上町3697番地1

2 設立年月日 平成17年4月24日

3 目 的 城上地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点である城上コミュニティセンターを中心として、城上地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地区活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第154号

陽成地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

陽成地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

陽成地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

陽成地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として陽成地区コミュニティセンターの管理を行わせている陽成地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

陽成地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市陽成町4620番地

2 設立年月日 平成17年4月20日

3 目 的 陽成地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、陽成地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化並びに良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

議案第155号

吉川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

吉川地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
吉川地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
吉川地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として吉川地区コミュニティセンターの管理を行わせている吉川地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

吉川地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市城上町8292番地1

2 設立年月日 平成17年4月24日

3 目 的 吉川地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、吉川地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第156号

湯田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

湯田地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

湯田地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

湯田地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として湯田地区コミュニティセンターの管理を行わせている湯田地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

湯田地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市湯田町4313番地

2 設立年月日 平成17年4月24日

3 目 的 湯田地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、湯田地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化並びに良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

議案第157号

西方地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

西方地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

西方地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

西方地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として西方地区コミュニティセンターの管理を行わせている西方地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

西方地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市西方町3311番地

2 設立年月日 平成17年4月24日

3 目 的 西方地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、西方地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化並びに良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

議案第158号

藤本地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

藤本地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

藤本地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

藤本地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として藤本地区コミュニティセンターの管理を行わせている藤本地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

藤本地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市樋脇町市比野9926番地3

2 設立年月日 平成17年3月30日

3 目 的 藤本地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、藤本地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第159号

野下地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

野下地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
野下地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
野下地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として野下地区コミュニティセンターの管理を行わせている野下地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

野下地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市樋脇町市比野7976番地2

2 設立年月日 平成17年4月7日

3 目 的 野下地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、野下地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第160号

倉野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

倉野地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

倉野地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

倉野地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として倉野地区コミュニティセンターの管理を行わせている倉野地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

倉野地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市樋脇町倉野1556番地

2 設立年月日 平成17年3月27日

3 目 的 倉野地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、倉野地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第161号

清色地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

清色地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

清色地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

清色地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として清色地区コミュニティセンターの管理を行わせている清色地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

清色地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市入来町浦之名788番地1

2 設立年月日 平成17年4月1日

3 目 的 清色地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点である清色地区コミュニティセンターを中心として、清色地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第162号

朝陽地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

朝陽地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
朝陽地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
朝陽地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として朝陽地区コミュニティセンターの管理を行わせている朝陽地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

朝陽地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市入来町浦之名12508番地

2 設立年月日 平成17年4月1日

3 目 的 朝陽地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、朝陽地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第163号

大馬越地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

大馬越地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
大馬越地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
大馬越地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として大馬越地区コミュニティセンターの管理を行わせている大馬越地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

大馬越地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市入来町浦之名3492番地4

2 設立年月日 平成17年4月1日

3 目 的 大馬越地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、大馬越地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第164号

八重地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

八重地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

八重地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

八重地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として八重地区コミュニティセンターの管理を行わせている八重地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

八重地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市入来町浦之名4494番地2

2 設立年月日 平成17年4月1日

3 目 的 活動拠点である八重地区コミュニティセンターを中心として、地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第165号

南瀬地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

南瀬地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

南瀬地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

南瀬地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として南瀬地区コミュニティセンターの管理を行わせている南瀬地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

南瀬地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市東郷町南瀬2192番地5

2 設立年月日 平成17年4月1日

3 目 的 南瀬地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、南瀬地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第166号

山田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

山田地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山田地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

山田地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として山田地区コミュニティセンターの管理を行わせている山田地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

山田地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市東郷町山田1422番地1

2 設立年月日 平成17年4月1日

3 目 的 山田地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、山田地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第167号

鳥丸地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

鳥丸地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

鳥丸地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

鳥丸地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として鳥丸地区コミュニティセンターの管理を行わせている鳥丸地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

鳥丸地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市東郷町鳥丸2310番地3

2 設立年月日 平成17年4月1日

3 目 的 鳥丸地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、鳥丸地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第168号

藤川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

藤川地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

藤川地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

藤川地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として藤川地区コミュニティセンターの管理を行わせている藤川地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

藤川地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市東郷町藤川923番地1

2 設立年月日 平成17年4月1日

3 目 的 藤川地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、藤川地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第169号

黒木地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

黒木地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

黒木地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

黒木地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として黒木地区コミュニティセンターの管理を行わせている黒木地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

黒木地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市祁答院町黒木87番地1

2 設立年月日 平成17年4月10日

3 目 的 黒木地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、黒木地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化並びに良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

議案第170号

上手地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

上手地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
上手地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
上手地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として上手地区コミュニティセンターの管理を行わせている上手地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

上手地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市祁答院町上手2214番地1

2 設立年月日 平成17年4月17日

3 目 的 上手地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、上手地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化並びに良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

議案第171号

大村地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

大村地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
大村地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
大村地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として大村地区コミュニティセンターの管理を行わせている大村地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

大村地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市祁答院町下手2396番地1

2 設立年月日 平成17年4月10日

3 目 的 大村地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、大村地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第172号

轟地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

轟地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

轟地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

轟地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として轟地区コミュニティセンターの管理を行わせている轟地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

轟地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市祁答院町下手7266番地1

2 設立年月日 平成17年4月3日

3 目 的 轟地区を広域的にコミュニティ範囲とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、轟地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第173号

蘭牟田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

蘭牟田地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

蘭牟田地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

蘭牟田地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として蘭牟田地区コミュニティセンターの管理を行わせている蘭牟田地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

藺牟田地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市祁答院町藺牟田296番地1

2 設立年月日 平成17年4月17日

3 目 的 藺牟田地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、藺牟田地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第174号

手打地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

手打地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
手打地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
手打地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として手打地区コミュニティセンターの管理を行わせている手打地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

手打地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市下甑町手打1035番地1

2 設立年月日 平成17年4月20日

3 目 的 手打地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点である手打地区コミュニティセンターを中心として、手打地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第175号

子岳地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

子岳地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

子岳地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

子岳地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として子岳地区コミュニティセンターの管理を行わせている子岳地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

子岳地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市下甑町片野浦390番地1

2 設立年月日 平成17年4月24日

3 目 的 子岳地区コミュニティセンターを活動拠点として、子岳地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第176号

西山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

西山地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
西山地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
西山地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として西山地区コミュニティセンターの管理を行わせている西山地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

西山地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市下甑町瀬々野浦1194番地

2 設立年月日 平成17年4月23日

3 目 的 西山地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、西山地区住民の総意に基づき、連帶協調して事業活動を展開させ、地域活動等の活性化を図る事を主とし、地域に貢献、共存共栄発展することを目的とする。

議案第177号

内川内地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

内川内地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
内川内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
内川内地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として内川内地区コミュニティセンターの管理を行わせている内川内地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

内川内地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市下甑町瀬々野浦1739番地

2 設立年月日 平成17年3月27日

3 目 的 内川内地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、内川内地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第178号

長浜地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

長浜地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

長浜地区コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

長浜地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として長浜地区コミュニティセンターの管理を行わせている長浜地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

長浜地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市下甑町長浜553番地

2 設立年月日 平成17年4月24日

3 目 的 長浜地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、長浜地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第179号

青瀬地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

青瀬地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
青瀬地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
青瀬地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例第3条の規定により、指定管理者として青瀬地区コミュニティセンターの管理を行わせている青瀬地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

青瀬地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市下甑町青瀬642番地

2 設立年月日 平成17年4月19日

3 目 的 区域内の住民相互の連絡、環境の整備等地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。